

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（抜粋）

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則（平成19年規則第78号）の一部を次のように改正する。

新

（貸付金の貸与の申請）

第7条 条例第3条第1項、第2項、第3項又は第5項の規定に基づき医師養成奨学貸付金（条例第2条第1号に規定する医師養成奨学貸付金をいう。以下同じ。）、初期臨床研修特別貸付金（条例第2条第2号に規定する初期臨床研修特別貸付金をいう。以下同じ。）又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金（条例第2条第3号に規定する特定科目後期臨床研修奨励貸付金をいう。以下同じ。）の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、医師養成奨学貸付金にあつては別記第1号様式による医師養成奨学貸付金貸与申請書に、初期臨床研修特別貸付金にあつては別記第2号様式による初期臨床研修特別貸付金貸与申請書に、特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあつては別記第3号様式による特定科目後期臨床研修奨励貸付金貸与申請書に次に掲げる書類（条例第3条第5項の規定に基づき特定科目加算貸付金の貸与を受けようとする者にあつては、第2号を除く。）を添えて、知事に提出しなければならない。

（連帯保証人の変更）

旧

（貸付金の貸与の申請）

第7条 条例第3条第1項、第2項、第3項又は第5項の規定に基づき医師養成奨学貸付金（条例第2条第1号に規定する医師養成奨学貸付金をいう。以下同じ。）、初期臨床研修特別貸付金（条例第2条第2号に規定する初期臨床研修特別貸付金をいう。以下同じ。）又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金（条例第2条第3号に規定する特定科目後期臨床研修奨励貸付金をいう。以下同じ。）の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、医師養成奨学貸付金にあつては別記第1号様式による医師養成奨学貸付金貸与申請書に、初期臨床研修特別貸付金にあつては別記第2号様式による初期臨床研修特別貸付金貸与申請書に、特定科目後期臨床研修奨励貸付金にあつては別記第3号様式による特定科目後期臨床研修奨励貸付金貸与申請書に次に掲げる書類（条例第3条第5項の規定に基づき特定科目加算貸付金の貸与を受けようとする者にあつては、第2号を除く。）を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、医師養成奨学貸付金に係る申請者が未成年であるときは、当該医師養成奨学貸付金貸与申請書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。

（連帯保証人の変更）

第10条 条例第8条第1項に規定する借受者（以下「借受者」という。）は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人を変更したとき若しくは知事が連帯保証人を不適當であると認めて変更を命じたときは、直ちに別記第9号様式による連帯保証人異動報告書に、医師養成奨学貸付金に係る借受者にあつては別記第10号様式による保証書及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を、初期臨床研修特別貸付金に係る借受者又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金に係る借受者にあつては別記第10号様式による保証書を添えて、知事に提出しなければならない。

（貸付金の償還の猶予の承認手続）

第19条 条例9条第1項、第4項又は第5項の規定に基づく貸付金の償還の猶予を申請しようとする借受者は、別記第20号様式による貸付金償還猶予承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、同項の規定に基づくものにあつては、その理由を証明することができる書類を添えなければならない。

（貸付金の償還の免除の承認手続）

第20条 条例第10条第1項の規定による期間の算定に当たっては、県内指定医療機関、特定科目県内医療機関（条例第2条第5号に規定する特定科目県内医療機関をいう。以下同じ。）、特別指定県内医療機関（同条第6号に規定

第10条 条例第8条第1項に規定する借受者（以下「借受者」という。）は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人を変更したとき若しくは知事が連帯保証人を不適當であると認めて変更を命じたときは、直ちに別記第9号様式による連帯保証人異動報告書に、医師養成奨学貸付金に係る借受者にあつては別記第10号様式による保証書及び新たな連帯保証人の収入を証明する所得証明書を、初期臨床研修特別貸付金に係る借受者又は特定科目後期臨床研修奨励貸付金に係る借受者にあつては別記第10号様式による保証書を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、借受者が未成年であるときは、当該連帯保証人異動報告書に親権者又は未成年後見人が連署しなければならない。

（貸付金の償還の猶予の承認手続）

第19条 条例9条第1項、第4項又は第5項の規定に基づく貸付金の償還の猶予を申請しようとする借受者は、別記第20号様式による貸付金償還猶予承認申請書を知事に提出しなければならない。

（貸付金の償還の免除の承認手続）

第20条 条例第10条第1項の規定による期間の算定に当たっては、県内指定医療機関、特定科目県内医療機関（条例第2条第5号に規定する特定科目県内医療機関をいう。以下同じ。）、特別指定県内医療機関（同条第6号に規定

する特別指定県内医療機関をいう。以下同じ。)又は県内指定支援医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間及び医師の業務に従事した期間、県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間並びに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間は、それぞれの月数によるものとし、月の途中で当該期間が開始し、又は終了した場合は、当該月における日数が15日を超えるときにあってはこれを1月とし、15日以下のときにあってはこれを切り捨てるものとする。ただし、1.5倍に相当する期間及び2分の1に相当する期間の算定にあっては、当該期間に1月未満の端数を生じたときは、当該端数を1月に切り上げる。

2 前項の場合において、知事が適当であると認めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数を県内指定医療機関において医師の業務に従事した月数（第1号に定める月数と第2号に定める月数とを合計した月数に0.5月以上の端数を生じたときは、当該端数を1月に切り上げる。）とし、当該月数を特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事した月数としないことができる。

(1) 特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関から県内指定医療機関に1週間当たり1日派遣され、医師の業務に従事した場合 当該医師の業務に従事した日の属する

する特別指定県内医療機関をいう。以下同じ。)又は県内指定支援医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間及び医師の業務に従事した期間、県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間並びに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間は、それぞれの月数によるものとし、月の途中で当該期間が開始し、又は終了した場合は、当該月における日数が15日を超えるときにあってはこれを1月とし、15日以下のときにあってはこれを切り捨てるものとする。ただし、1.5倍に相当する期間及び2分の1に相当する期間の算定にあっては、当該期間に1月未満の端数を生じたときは、当該端数を1月に切り上げる。

月数を5で除して得た月数

(2) 特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関から県内指定医療機関に1週間当たり2日以上派遣され、医師の業務に従事した場合 当該医師の業務に従事した日の属する月数を5で除して得た月数に2を乗じて得た月数

3 条例第10条第1項の規定による貸付金の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第22号様式による貸付金償還免除承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、前項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、知事が別に定める書類を添えなければならない。

4 条例第10条第3項の規定に基づく貸付金の一部の償還の免除は、医師養成奨学貸付金に係る借受者にあつては同条第1項第1号アからエまでに掲げる期間のいずれか、初期臨床研修特別貸付金に係る借受者にあつては同項第2号アからオまでに掲げる期間のいずれか、特定科目後期臨床研修奨励貸付金に係る借受者にあつては同項第3号アからウまでに掲げる期間のいずれか（同条第2項において当該各規定の期間とみなされる期間を含む。次項において「免除算定期間」という。）が当該借受者に貸付金を貸与した期間（貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。次項において同じ。）に達していたときに行うものとする。この場合における期間の算定に当たっては、第1項本文及び第2項の規定を準用する。

5 前項の場合において、貸付金の一部の償還を免除する額は、同項の貸付金の一部の償還の免除の要件となった免除

2 条例第10条第1項の規定による貸付金の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第22号様式による貸付金償還免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 条例第10条第3項の規定に基づく貸付金の一部の償還の免除は、医師養成奨学貸付金に係る借受者にあつては同条第1項第1号アからエまでに掲げる期間のいずれか、初期臨床研修特別貸付金に係る借受者にあつては同項第2号アからオまでに掲げる期間のいずれか、特定科目後期臨床研修奨励貸付金に係る借受者にあつては同項第3号アからウまでに掲げる期間のいずれか（同条第2項において当該各規定の期間とみなされる期間を含む。次項において「免除算定期間」という。）が当該借受者に貸付金を貸与した期間（貸付金の貸与を一時停止した期間を除く。次項において同じ。）に達していたときに行うものとする。この場合における期間の算定に当たっては、第1項本文の規定を準用する。

4 前項の場合において、貸付金の一部の償還を免除する額は、同項の貸付金の一部の償還の免除の要件となった免除

算定期間を当該借受者に貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間で除したものに当該借受者に貸与した貸付金の額を乗じて得た額とする。

6 第4項に規定する場合のほか、知事が貸付金の一部の償還を免除することが適当であると認めるときは、貸付金の一部の償還を免除することができる。

7 条例第10条第3項の規定に基づく貸付金の一部の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第23号様式による貸付金償還一部免除承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、第4項において準用する第2項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、知事が別に定める書類を添えなければならない。

8 条例第10条第5項の規定に基づく貸付金の全部又は一部償還の免除を申請しようとする者は、別記第24号様式による貸付金償還（一部）免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

9 知事は、第3項の規定による貸付金償還免除承認申請書、第7項の規定による貸付金償還一部免除承認申請書又は前項の規定による貸付金償還（一部）免除承認申請書を受理した場合において、貸付金の償還の免除を承認したときは、別記第25号様式による貸付金償還免除承認通知書により、当該借受者等に通知するものとする。

（就業状況等の届出）

第21条 借受者は、県内の医療機関において初期臨床研修

算定期間を当該借受者に貸付金を貸与した期間の1.5倍に相当する期間で除したものに当該借受者に貸与した貸付金の額を乗じて得た額とする。

5 第3項に規定する場合のほか、知事が貸付金の一部の償還を免除することが適当であると認めるときは、貸付金の一部の償還を免除することができる。

6 条例第10条第3項の規定に基づく貸付金の一部の償還の免除を申請しようとする借受者は、別記第23号様式による貸付金償還一部免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

7 条例第10条第5項の規定に基づく貸付金の全部又は一部償還の免除を申請しようとする者は、別記第24号様式による貸付金償還（一部）免除承認申請書を知事に提出しなければならない。

8 知事は、第2項の規定による貸付金償還免除承認申請書、第6項の規定による貸付金償還一部免除承認申請書又は前項の規定による貸付金償還（一部）免除承認申請書を受理した場合において、貸付金の償還の免除を承認したときは、別記第25号様式による貸付金償還免除承認通知書により、当該借受者等に通知するものとする。

（就業状況等の届出）

第21条 借受者は、県内の医療機関において初期臨床研修

を受ける（医師法（昭和23年法律第201号）第6条第1項の規定による医師免許の申請手続中に当該医療機関において初期臨床研修を受ける場合を含む。以下この条において同じ。）とき又は県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関において後期臨床研修（初期臨床研修を修了した後に行われる臨床研修をいう。以下この条において同じ。）を受けるときは、別記第26号様式による臨床研修受講届に当該医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。初期臨床研修を受ける県内の医療機関又は後期臨床研修を受ける県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関を変更したときも、同様とする。

2 借受者は、県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事するときは、別記第27号様式による医師業務従事届に当該医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。医師の業務に従事する県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関を変更したときも、同様とする。

3 借受者は、貸付金（条例第8条第3項の規定により付される利息を含む。）の償還が完了するまでの間、次の各号のいずれかに該当したときは、第1号から第4号までに係る届出にあつては直ちに、第5号に係る届出にあつては遅

を受ける（医師法（昭和23年法律第201号）第6条第1項の規定による医師免許の申請手続中に当該医療機関において初期臨床研修を受ける場合を含む。以下この条において同じ。）とき又は県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関において後期臨床研修（初期臨床研修を修了した後に行われる臨床研修をいう。以下この条において同じ。）を受けるときは、別記第26号様式による臨床研修受講届に当該医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。初期臨床研修を受ける県内の医療機関又は後期臨床研修を受ける県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関を変更したときも、同様とする。

2 借受者は、県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事するときは、別記第27号様式による医師業務従事届に当該医療機関の長の証明を添えて、知事に提出しなければならない。医師の業務に従事する県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関を変更したときも、同様とする。

3 借受者は、貸付金（条例第8条第3項の規定により付される利息を含む。）の償還が完了するまでの間、次の各号のいずれかに該当したときは、第1号から第4号までに係る届出にあつては直ちに、第5号に係る届出にあつては遅

滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第1号又は第3号に係る届出にあっては別記第28号様式による臨床研修中止届に、第2号又は第4号に係る届出にあっては別記第29号様式による医師業務退職等届に、第5号に係る届出にあっては別記第30号様式による育児休業・介護休業取得届に事業主による証明書を添付することによるものとする。

- (1) 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に特定科目後期臨床研修を受けることをやめたとき。
- (2) 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき。
- (3) 県内の医療機関において初期臨床研修を受けることをやめたとき又は県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関において後期臨床研修を受けることをやめたとき。
- (4) 退職その他の理由により県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき。
- (5) 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項の規定に基づく育児休業又は同法第11条第1項の規定に基づく介護休業（同法の規定の適用を受けない者にあつては、これらに

滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第1号又は第3号に係る届出にあっては別記第28号様式による臨床研修中止届に、第2号又は第4号に係る届出にあっては別記第29号様式による医師業務退職等届に、第5号に係る届出にあっては別記第30号様式による育児休業取得届に事業主による証明書を添付することによるものとする。

- (1) 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に特定科目後期臨床研修を受けることをやめたとき。
- (2) 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき。
- (3) 県内の医療機関において初期臨床研修を受けることをやめたとき又は県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関若しくは県内指定支援医療機関において後期臨床研修を受けることをやめたとき。
- (4) 退職その他の理由により県内指定医療機関、特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関又は県内指定支援医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき。
- (5) 貸付金の償還の猶予を受けている期間中に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項の規定に基づき育児休業（同法の規定の適用を受けない者にあつては、これに準ずる休業）を取得するとき。

準ずる休業) を取得するとき。

第 1 号様式 (第 7 条関係)

医師養成奨学貸付金貸与申請書

[別紙参照]

第 4 号様式 (第 7 条関係)

身上調書

[別紙参照]

第 9 号様式 (第 10 条関係)

連帯保証人異動報告書

[別紙参照]

第 20 号様式 (第 19 条関係)

貸付金償還猶予承認申請書

[別紙参照]

第 22 号様式 (第 20 条関係)

貸付金償還免除承認申請書

[別紙参照]

第 23 号様式 (第 20 条関係)

貸付金償還一部免除承認申請書

[別紙参照]

第 24 号様式 (第 20 条関係)

貸付金償還 (一部) 免除承認申請書

[別紙参照]

第 25 号様式 (第 20 条関係)

貸付金償還免除承認通知書

[別紙参照]

第 1 号様式 (第 7 条関係)

医師養成奨学貸付金貸与申請書

[別紙参照]

第 4 号様式 (第 7 条関係)

身上調書

[別紙参照]

第 9 号様式 (第 10 条関係)

連帯保証人異動報告書

[別紙参照]

第 20 号様式 (第 19 条関係)

貸付金償還猶予承認申請書

[別紙参照]

第 22 号様式 (第 20 条関係)

貸付金償還免除承認申請書

[別紙参照]

第 23 号様式 (第 20 条関係)

貸付金償還一部免除承認申請書

[別紙参照]

第 24 号様式 (第 20 条関係)

貸付金償還 (一部) 免除承認申請書

[別紙参照]

第 25 号様式 (第 20 条関係)

貸付金償還免除承認通知書

[別紙参照]

第30号様式（第21条関係）

育児休業・介護休業取得届

[別紙参照]

附 則（令和5年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例
施行規則の規定は、この規則の施行の日において現に貸付金の償
還をしている者については、適用しない。

第30号様式

育児休業・介護休業取得届

[別紙参照]